

税務署から。。。

消費税確定申告書の提出は4月1日まで

◎個人事業者の方の消費税の確定申告が始まります。

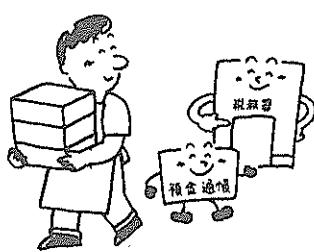
昭和63年中の課税売上高が3千万円を越える事業者は、平成2年分の「消費税確定申告書」を作成して所轄の税務署に提出し、その消費税額を納付してください。

なお、「消費税確定申告書」には簡易課税用と一般用の2種類があります。

①昭和63年中の課税売上高が5億円以下の課税事業者で、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している方は、「消費税確定申告書(簡易課税用)」を提出してください。

②①以外の方は、「消費税確定申告書(一般用)」を提出してください。

○所得税及び消費税の納税方法に、銀行などの預金口座から振



り替えによって納税する振替納税の制度があります。この制度を利用すれば、納税のための手数が少なくて済みます。また、ついうつかり納期限を忘れ滞納してしまうこともなくなり、大変便利です。振替納税の利用をお勧めします。

新たに振替納税を希望される場合は、預貯金先の金融機関か税務署に「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

○還付金の受け取りは口座振り込みで

申し込みは3月20日まで

集落整備事業
など改修

申し込みは3月20日まで
原則として受益戸数が10戸以上
度分の申し込みを3月末日まで
受け付けています。

この事業は、農業と市費の補助事業で、地元も一定の金額を負担する必要があります。

この事業は、農業と市費の補助事業で、地元も一定の金額を負担する必要があります。

事業費が50万円以上で、単年度で完了するものを対象とします。1集落1申請なので、十分話し合った上で、3月20日まで

わらず銀行など金融機関の預金口座への振り込みを利用できます。

される方は、申告書下部の「還付される税金の受取場所」欄へ、振込み先の金融機関名(預金の

種類、口座番号)を記入してください。ただし、指定できる預金

に限りません。

※詳しいことのお問い合わせは、

南国税務署総務課(☎⑩321-432)

までお気軽に。

【総務課】
新規登録申込書
提出用紙の請求や詳しいことのお問い合わせは、市役所総務課総務管理係(☎⑩211-1内線432)まで。

【総務課】
新規登録申込書
提出用紙の請求や詳しいことのお問い合わせは、市役所総務課総務管理係(☎⑩211-1内線432)まで。

※詳しいことのお問い合わせは、

総務課総務管理係(☎⑩211-1内線432)まで。

※詳しいことのお問い合わせは、

総務課総務管理係(☎⑩211-1内線432)まで